

○島根県警察予算執行等の委任に関する訓令

(昭和54年12月25日島根県警察訓令第21号)

島根県警察予算執行の委任に関する訓令（昭和46年島根県警察訓令第5号）の全部を改正する。

知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則（昭和46年島根県規則第79号）に基づき、島根県警察本部長に委任された権限のうち、次に掲げるものを警察署長に委任する。

- 1 報償費、交際費及び負担金に関すること。
- 2 1件2,000万円未満の委託契約をすること。
- 3 1件2,000万円未満の工事をすること。
- 4 1件1,000万円未満の物品を購入し、又は労務の提供を受けること。
- 5 1件50万円未満の物件の売買（物品の購入を除く。）をし、又は交換をすること。
- 6 賃貸料の年額又は当該年度における総額が1件100万円未満の物件の借入れ又は貸付をすること。
- 7 前記に掲げるもののほか、令達予算の範囲内において支出負担行為をすること。
- 8 公有財産及び物品に係る刑法（明治40年法律第45号）第261条の罪の告訴をすること。

附 則

この訓令は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月28日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成5年7月9日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成5年7月13日から施行する。

附 則（平成13年7月26日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成23年12月28日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。